

令和6年度 第3回大野市使用料等見直し検討委員会 会議録

日時：令和6年10月4日（金）

午後6時30分から8時30分

場所：市役所 大会議室

＜出席者＞ 大野市使用料等見直し検討委員 14名（欠席者なし）
総務課長、総務課参事、総務課課長補佐、総務課員 4名
財政経営課長、財政経営課課長補佐 2名

1 開会

2 委員長あいさつ

委員長都合により遅れるため、副委員長あいさつ

3 議題

（1）使用料等の設定基準（案）について

・資料説明

（2）減免制度について

・資料説明

（3）土地・建物貸付料の見直し（案）について

・資料説明

※議事要旨は別紙のとおり

4 その他

今後は、12月議会で条例改正し、1月から周知、4月から施行する予定。

5 閉会

委員長あいさつ

議事要旨【主な意見】

議題（１）使用料等の設定基準（案）について

●使用料・手数料にかかる受益者負担の算定基準（案）について、前回との変更点を中心に説明

○算定基準（案）については、全体的に見やすくなった。原価の内訳にある建設費について、建設時の補助金、寄付等は差し引いたほうがよいのではないかと。

⇒今後の建替え、改修等のために現在の利用者も負担してもらうこととしたいため、差し引いていない。

○実際は建替えないこともある。建替えをしない場合はどうするのか。整合性がとれているのか。

⇒将来に備えて、現利用者にも負担をお願いしたいという考えである。

○消費税の考え方について、細かいことだが、施設一覧にある市営葬斎場は非課税扱いではないか。また、各診療所の診断書は課税扱いではないか。

⇒詳細に確認するが、市営葬斎場は非課税扱い、各診療所の診断書は課税扱いである。確認した上で資料を修正する。

●高校生以下の使用料減額の取扱いについて、市内の高校生以下に限定することを考えているがどうか。また、市内の学校に通っている市外在住の高校生以下はどうか。

○市内の高校生以下の取扱いについて、市内在住もしくは市内の高校以下に通学している学生としてはどうか。

➡ 「市内に住所があるもしくは市内の学校に通学している高校生以下の者」とする。

●使用料の市外割増料金の取扱いについて、使用者の３分の１以上が市内であれば、市内料金にしたいと考えているがどうか

○市外割増料金の取扱いについて、使用者の３分の１となると、確認する必要があるが、確認はできない。申請者で判断するしかない。

○以前、体育館の利用で、市内のチームで申請があったが、実際の利用のほとんどが市外のチームであった。

○個人の申請であれば、申請住所で判断する。団体は、その団体の拠点で判断する。

⇒大会などであれば、主催がどこなのか、申請者の住所ではなく、主体となる利用者の

拠点がどこなのかで判断する方向で考える。

○市外料金は変更なく5割増しとなるのか。明記してはどうか。

⇒市外料金の設定は導入できるものとしている。どこかに明記する。

- ➡ 市外割増料金の取扱いについては、個人であれば申請者の住所、団体であればその団体の拠点により判断することとする。

○使用料が上がる施設もあると思われるが、使用者が減ることが考えられるのでは。

⇒現在、午前・午後・夜間（時間帯）による使用料から、今回の改正では、原則1時間当たりの使用料としている。それにより、回転がよくなる場合もあると考えている。

- ➡ 算定基準（案）について、委員了承

（2）使用料の減免制度について

●使用料の減免制度について、改正点を中心に説明

○観光協会がなくなり、観光ビューローとなったが減免団体にならないのか。

⇒観光ビューローは民間色が強くなったため減免団体としていない。

○減免の団体の活動記録はもらっているのか。

⇒減免のための活動記録はもらっていないが、市の補助金を受けている団体がほとんどであり、補助金の実績で活動内容はわかる。

○今後の方向性にかかれているとおり、公共的なものに限っていればよい。

○目的外の使用は減免にならないとはどういう場合か。

⇒各施設での判断となるが、施設の目的に沿った使用であるかどうか、その団体の目的に沿っている内容であるかどうか。わかりにくい場合は、何らかの資料の提出が必要となることが考えられる。普段は会議をしている団体が、スポーツに利用をする場合などは減免とはならない。

○営利目的とはなにか。講師が参加者負担金をもらって開催している場合などはどうか。

⇒参加料を払って行うからといって営利とは言えない。団体に講師を呼び、参加者に負担金をもらって、講師の謝礼にしているようなものは営利ではない。講師が自ら負担金を集めている場合は該当するのかもしれない。

○九頭竜森林組合は勝山にもあるが減免するのか。

⇒現状、そのままにしている。今後減免団体でなくなる可能性はある。

○私立保育園、私立幼稚園はすべて認定こども園になったのではないか。

⇒確認する。

➡ 委員了承

➡ 施設名称について、確認し修正する。

(3) 土地・建物貸付料の見直し(案)について

●土地・建物貸付料の見直し(案)について、資料説明(財政経営課)

○市が土地や建物を借りる場合はどうなのか。

⇒市が借りる場合は別の基準がある。

➡ 委員了承